

令和8年度 みどり市簡易水道事業

# 水質検査計画

みどり市簡水下水道課

## 水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水質管理において中核となります。

水質検査計画とは、この考え方に基づき水質検査の適正化及び透明性の確保を図るために検査項目、検査地点及び検査頻度などを定めたものです。

みどり市簡下水道課では、水道法施行規則を踏まえ水質検査計画を策定し、水道水が安全で良質であることをお客さまにご理解いただけるように公表します。

## 水質検査計画の内容

1. 基本的な方針	2
2. 簡易水道事業の概要	2
3. 水源の状況と留意すべき点	2
4. 水質検査項目、検査地点及び検査頻度	3
5. 臨時の水質検査	4
6. 水質検査方法	4
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	4
8. 関係機関との連携	4
9. 【別表1】水質基準項目及び検査頻度	5
10. 【別表2】検査地点図	6

## 1. 基本的な方針

水道水が水質基準に適合して安全であることを確認するために、以下の内容で水質検査を行います。

### (1) 検査項目

水道法で義務づけられた水質基準項目(52項目)、その他水質管理上必要と判断する項目とします。

### (2) 検査地点

各浄水場の系統別に給水栓(蛇口)で行います。また、水源など水質管理上必要と判断した地点でも行います。

### (3) 検査頻度

これまでの水質検査の結果や水源の留意すべき事項を考慮した上で定めます。

## 2. 簡易水道事業の概要

### 事業状況

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 水道事業体名    | みどり市簡易水道事業                                    |
| ② 水道区域別名称   | 花輪給水区、神戸給水区、座間給水区、沢入給水区<br>横川給水区、草木給水区、春場見給水区 |
| ③ 計画給水人口    | 2,559人  |
| ④ 計画一日最大給水量 | 2,142立方メートル                                   |

### 浄水場施設概要

浄水場名	花輪浄水場	白倉沢浄水場	座間浄水場	沢入浄水場	横川浄水場	草木浄水場	春場見浄水場
処理方法	凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理	膜ろ過処理 塩素処理	凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理	凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理

給水区	花輪給水区	神戸給水区	座間給水区	沢入給水区	横川給水区	草木給水区	春場見給水区
水源種別	第2水源 平仁手川 (表流水)	第1水源 白倉沢川 (表流水)	第5水源 柱戸川 (表流水)	第6水源 イボ沢川 (表流水)	第7水源 横川 (表流水)	第8水源 下草木川 (表流水)	第9水源 地下水 (深井戸)

## 3. 水源の状況と留意すべき点

簡易水道各水源の周辺及び上流は森林地帯であり、汚染源となる事業所等はなく、水質は良好ですが、降雨等による濁水発生時に濁度が上昇することがあります。

## 4. 水質検査項目、検査地点及び検査頻度

安全で良質な水道水であることを確認するため、水道法施行規則第15条第1項で定める水質検査及び水質管理上必要と判断するみどり市独自の検査を次のとおり行います。

### (1) 法定検査

水道法施行規則で定められた検査頻度で検査を行います。

#### 毎日検査項目検査

##### ○毎日検査

- 【検査項目】 色、濁り、消毒の残留効果
- 【検査地点】 給水区ごとに給水栓7地点（指定する各給水栓）
- 【検査頻度】 日1回

#### 水質基準項目検査

##### ○全52項目検査

- 【検査項目】 水質基準全52項目（別表1参照）
- 【検査地点】 給水区ごとに給水栓7地点（別表2参照）
- 【検査頻度】 年1回

##### ○省略不可能9項目検査

- 【検査項目】 水質基準9項目（別表1参照）
- 【検査地点】 給水区ごとに給水栓7地点（別表2参照）
- 【検査頻度】 年12回（月に1回） \*うち1回は52項目に含まれる

##### ○省略不可能12項目検査

- 【検査項目】 水質基準12項目（別表1参照）
- 【検査地点】 給水区ごとに給水栓7地点（別表2参照）
- 【検査頻度】 年4回（3か月に1回） \*うち1回は52項目に含まれる

##### ○原水水質基準項目検査

- 【検査項目】 水質基準52項目中40項目（別表1参照）
- 【検査地点】 給水区ごとの水源7地点（別表2参照）
- 【検査頻度】 年1回

### (2) 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく検査

法令では義務づけられていませんが、厚生労働省が示した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水質管理上必要と判断して原水の検査を行います。

#### ○原虫類及び指標菌検査

- 【検査項目】 クリプトスポリジウム・オシスト及びジアルジア・オシスト（塩素消毒で不活化しない原虫類）  
大腸菌及び嫌気性芽胞菌（原虫類：クリプトスポリジウム・オシスト及びジアルジア・オシストの指標菌）
- 【検査地点】 給水区ごとの水源7地点（別表2参照） 表流水6地点・地下水1地点
- 【検査頻度】 クリプトスポリジウム・オシスト及びジアルジア・オシスト検査  
:原水5検体 年 4回（3か月に1回） ..表流水  
大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査  
:原水5検体 年12回（月に1回） ..表流水  
:原水2検体 年 4回（3ヶ月に1回） ..表流水、地下水

### (3) みどり市独自の水質検査

○放射性物質（放射能濃度）検査

【検査項目】 放射能濃度（セシウム134Cs・137Cs、ヨウ素131I）

【検査地点】 給水区ごとに給水栓7地点（別表2参照）

【検査頻度】 年4回（3か月に1回）

## 5. 臨時の水質検査

次のような場合には水道水が水質基準に適合しない恐れがあるため、臨時の水質検査を行います。

○水源の水質が著しく悪化したとき

○水源に異常があったとき

○水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

○浄水過程に異常があったとき

○その他特に必要が認められるとき

## 6. 水質検査方法

○毎日検査

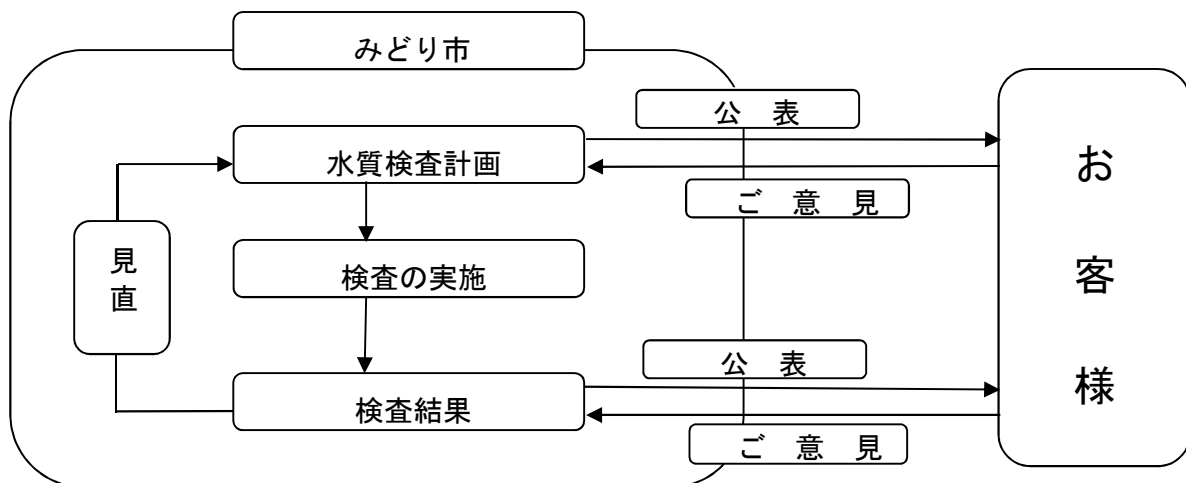
職員及び各給水区の水質モニターに委託して検査を行います。

○毎日検査以外の検査

水道法第20条第3項の厚生労働大臣登録検査機関に委託して検査を行います。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、検査結果とあわせて市ホームページに掲載します。



## 8. 関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した場合は、関係機関と連携し対応します。

【別表1】 水質基準項目及び検査頻度

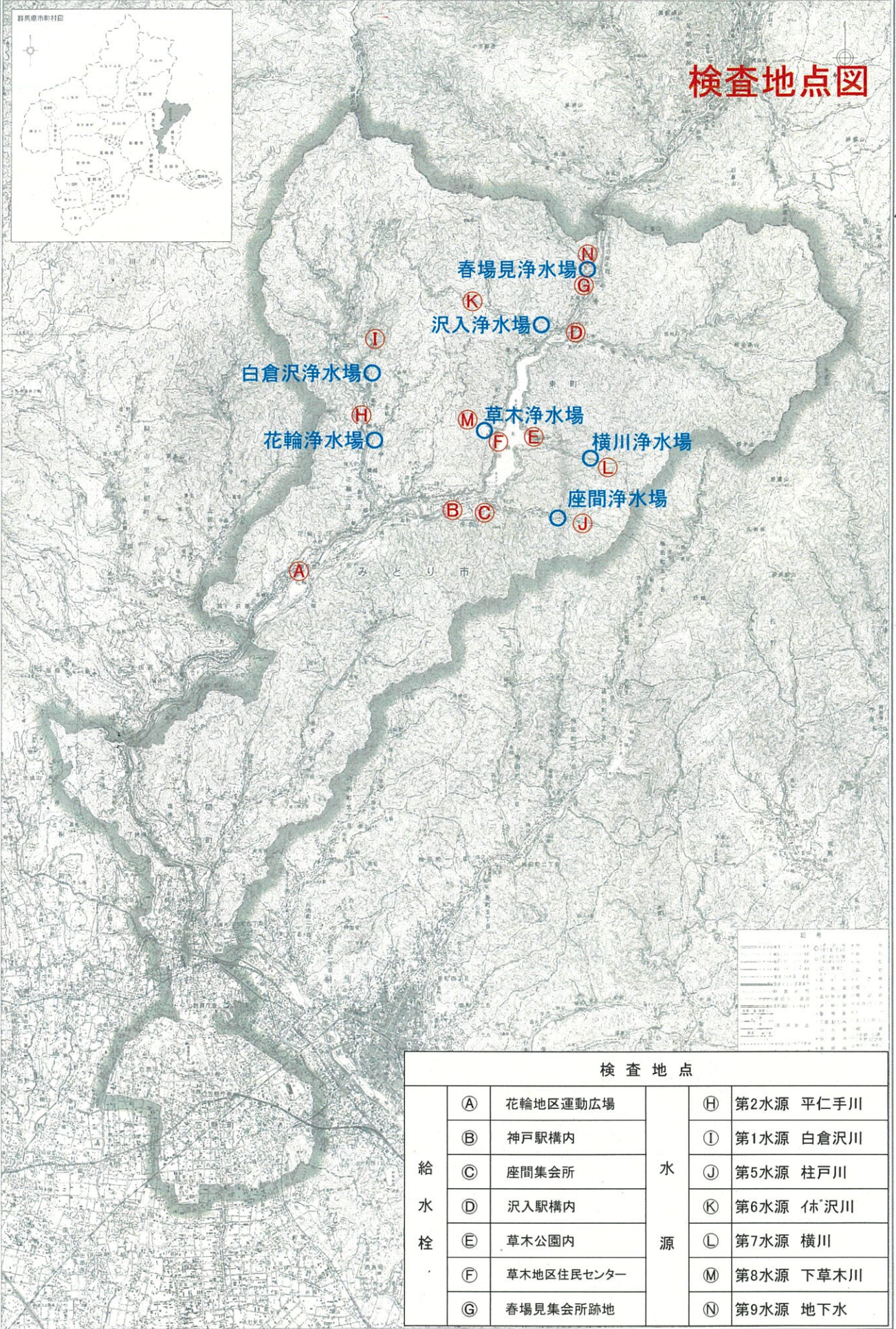
番号	検査項目	基準値	検査頻度 (回/年)	
			給水栓(7箇所)	原水(7箇所)
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12 *
2	大腸菌	検出されないこと	12	12 *
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1
13	リン素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L以下	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1
20	PFOS及びPFOA	50ng/L (暫定目標値)	1	1
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4	—
23	クロ酢酸	0.02mg/L以下	4	—
24	クロホルム	0.06mg/L以下	4	—
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	—
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	—
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4	—
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	—
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	—
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	—
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4	—
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	—
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	1
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	1
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	1
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	1
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12	1
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	1	1
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1	1
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	1
43	ジエオキシン	0.01 µg/L以下	1	1
44	2-メチルイソプロパノール	0.01 µg/L以下	1	1
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	1
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1	1
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12	1
48	pH値	5.8~8.6	12	1
49	味	異常でないこと	12	—
50	臭気	異常でないこと	12	1
51	色度	5度以下	12	1
52	濁度	2度以下	12	1
	クリプトスポリジウム・オシスト (定量)	—	—	4 *
	ジアルギン酸・オシスト (定量)	—	—	4 *
	クリプトスポリジウム芽胞菌 (定量)	—	—	12
	放射能濃度 (セシウム134Cs・137Cs、ヨウ素131I)	—	4	—

5箇所  
5箇所

別表2

みどり市管内図

平成二十三年三月印刷



検査地点図

検査地点				
給 水 栓	(A)	花輪地区運動広場	(H)	第2水源 平仁手川
	(B)	神戸駅構内	(I)	第1水源 白倉沢川
	(C)	座間集会所	(J)	第5水源 柱戸川
	(D)	沢入駅構内	(K)	第6水源 休沢川
	(E)	草木公園内	(L)	第7水源 横川
	(F)	草木地区住民センター	(M)	第8水源 下草木川
	(G)	春場見集会所跡地	(N)	第9水源 地下水

1:95,000  
0 500 1000 2000 3000 4000 5000m

株式会社バスコ印刷

みどり市